No.48
2018
10／5

はちおうじ

FAXニュース

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索

JR東労組申5号「安全・安定輸送の確保を目指し、職場の不安解消を求める申し入れ」

会社の攻撃は子会社にも…

10月2日に本部ー本社間で申5号団体交渉が行われました。団体交渉では会社に対して日々職場で繰り返されている不当労働行為の実態について指摘してきました。

【組合】我々は（不当労働行為について）把握している事象がある。

【会社】会社としてはそういう意思はない。事実として認識していない。

「会社として認識していない」ということは、

不当労働行為をした人に責任を押し付けるってこと？

「このままでは試験に受からないよ」「指導に入りたければ脱退しろ」

「希望していない所に異動があるかも」　「会社の動向見て判断しろ」

これらの発言をしてきた管理者は全員アウト!!

グループ会社にも脱退強要を行なうよう指示した事実が!!

【組合】あるグループ会社の中で、管理者から「子会社だから親会社の意向を無視できない。親会社の方針に従わなかったらグループ会社から切り離される」と組合員が言われている。グループ会社社長がJR東日本本社に呼ばれた後から始まっている。

第１６号
Super Highway
スーパーハイウェイ
JR東労組バス関東本部
発行日 2018. 9. 20

コンプライアンス違反のない職場を創ろう！
～このような事象はありませんか？～

霞ヶ浦
絶対許すな！！このような言動は「脱退勧奨」にあたり不当労働行為です！

日時・場所・内容・誰から言われたか
メモをして分会へ
報告・連絡・相談を！

脱退した人が組合員に脱退を促す行為も状況によっては不当労働行為であり、コンプライアンス違反となります。

運転に集中できないような職場環境を創り出してはいけません。一瞬の判断ミスが多くの乗客の命を奪う大事故に繋がります。

グループ会社の脱退強要は
親会社（JR東日本）の指示だ！！

不当労働行為＝労働組合法違反＝コンプライアンス違反

会社は不当労働行為＝犯罪行為を直ちに止めよ！